

ルールを守って綺麗な選挙を



沖縄県選挙管理委員会

違法な選挙は許さない。僕らは見てる。

これ、全部違法だよ。

候補者等の個人の氏名を記載したのぼり旗やポスターは、以下の場合、掲示することができません。

※候補者等ののぼり旗(ポスター)とは、公職の候補者又は公職の候補者となる者、氏名又は氏名類、推進項目及びその後援団体の名称を表示した、政治活動のために使用されるのぼり旗(ポスター)のことです。



上記事例の掲示をした者は、公職選挙法に基づき、**2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金**となるおそれがあります。

政治活動において、候補者等の氏名を記載した文書図画の掲示が認められる場合があります。



※1



※2

政党その他の政治団体(後援団体を除く)の政治活動における下記の文書図画の掲示は、認められる場合があります。



※3



※4

※1 選挙運動期間中に新たに掲示することはできません。※2 選挙運動期間中の政治活動としての掲示はできません。※3 選挙運動期間中に掲示することはできません。※4 ただし、同一選挙で同一選挙区の候補者等を除く

選挙運動期間中は、候補者の氏名を記載した文書図画の掲示が認められる場合があります。

選挙運動で認められる文書図画の掲示事例について



公営のポスター掲示場における、候補者の氏名等を記載したポスターの掲示は認められています。



選挙運動用自動車に取り付けて掲示する、候補者の氏名等を記載したポスターは認められています。



選挙運動用自動車に取り付けて掲示する、候補者の氏名等を記載したのぼり旗は認められています。

※その他、選挙事務所や個人演説会場での掲示等、掲示が認められる場合があります。